

平成 20 年 2 月 22 日

欧州銀行監督委員会 御中

CEBS「ハイブリッド型 Tier 1 の定義の欧州での共通化に関する提案」に対するコメント

全国銀行協会

われわれは、邦銀 142 行、日本で活動する外銀 46 行を構成メンバーとする日本の銀行界を代表する業界団体である。

欧州銀行監督委員会（CEBS）では、昨年 12 月 7 日に「ハイブリッド型 Tier 1 の定義の欧州での共通化に関する提案」について市中協議に付している。

われわれは、傘下の会員行が欧州域内にも拠点を有すること、また本提案が今後バーゼル委員会において行われる可能性のある、自己資本比率規制におけるいわゆる「自己資本（分子）」に関する議論にも影響を与えられらることから、今回、コメントを述べさせていただくこととした。

本件の影響の大きさに鑑み、検討にあたっては、われわれの以下のコメントが欧州銀行監督委員会における本提案の検討に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

【総論】

本提案はハイブリッド型 Tier1 の新しい定義を生み出すものではなく（パラグラフ 13）、バーゼル委員会の 1998 年シドニー合意（シドニー・プレスリリース）を欧州域内において適用する際のガイドラインとすることを意図しているものとされている。しかしながら、本提案におけるシドニー合意に基づく解釈や数値基準の設定は、部分的に同合意の内容を超え、実質的に新たな規制を求めるものとなっているものと考えられる。

今回の CEBS の提案は、危機時において資本調達できるような状況や環境を確保するために平時の規制のあり方を検討しているものと理解している。しかし、今回提案にある新たな算入上限や、発行時以外に算入上限を設けることによって、かえって財務内容が悪化した銀行の自己資本を一層減少させ、また銀行の資本調達の柔軟性を狭め、銀行貸出の減少を通じて景気循環への増幅作用

(プロシクリカリティ)を生むことも懸念されるため、金融システムの安定の観点からも、慎重な検討が必要と考える。

「自己資本(分子)」に関する定義の問題に関しては、現在、バーゼル委員会においても実態把握を行っているところであり、今後さらに検討が進められる可能性があるものと認識している。自己資本比率規制には国際的な競争条件の同等性が求められるなか、バーゼル委員会と共同歩調をとり、欧州のみならず世界各国への影響に配慮しつつ、実態を鑑みた慎重かつ適切なステップを踏むことを求めたい。

【各 論】

具体的に、本提案においてシドニー合意を超え、実質的に新たな規制と考えられる点として以下について懸念しており、バーゼル委員会における国際的な検討とも共同歩調をとった慎重な対応をしていただくよう要望する。

1. 損失吸収 (Loss Absorption) の考え方

- ・ ハイブリッド Tier1 が実質的に損失吸収しているかという CEBS の問題意識は理解するものの、「Tier1 比率が 2%を下回る場合は、部分的にあるいは完全に減額、または普通株式に転換することによる損失吸収」を求めている点(パラグラフ 45、98~102)については、各国の法制度、会計制度の違いなどに起因する商品設計・実務慣行の違いが想定されるため、更なる実態調査を踏まえた慎重な検討が必要と考える。

2. 支払いの柔軟性 (Flexibility of Payment) の考え方

- ・ 「発行者がいかなる場合も配当の支払いを差し控えることができること」(パラグラフ 51)、「規制当局による強制的配当の停止がいつでも可能なこと」(パラグラフ 53)は、普通株の配当が停止した場合に発行者である銀行にハイブリッド型商品の配当支払いの裁量を認めるシドニー合意の趣旨を超えることや投資家に利払いに関する懸念を与え資本調達市場が縮小することによるデメリットなども踏まえ、慎重な検討が必要と考える。特に「規制当局による強制的配当の停止」は、例えば、経営状況の悪化した銀行に対し、内情を知っている監督当局が配当停止を宣告することは、当該銀行の資本調達を阻害することになりかねず、その妥当性および当局による行使の可能性に問題があり、再考を要するものと考ええる。

3. ハイブリッド型 Tier 1 等の算入制限 (Limits) の設定

以下の算入上限については、総論において述べた通り、財務内容が悪化した銀行の自己資本を一層減少させることにより、景気循環への増幅作用（プロシクリシティ）を生む結果となることにも配慮し、世界各国の実態、および影響を調査の上、特に慎重に検討される必要がある。

- ・ 「普通株等が所要 Tier 1 資本の 70% 以上かつその時点の Tier 1 資本の 50% 以上であること」を求めている点（パラグラフ 60、61）。この点については、算入制限の対象範囲についても慎重な検討が必要。
- ・ 「償還のインセンティブのあるハイブリッド型 Tier 1 が「常に」Tier 1 の 15% 以内であること」を求めている点（パラグラフ 61）。

なお、算入制限の対象に普通株以外の資本調達手段（例えば転換型優先株）を一律に含めることについても、有事の際、銀行の資本調達の柔軟性を狭め、金融システムの安定性を損なう可能性があり、慎重な対応が必要である。

以 上